

報告第 9 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

平成 25 年 9 月 9 日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第 9 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成 25 年 8 月 26 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年三朝町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、

当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 老人等 次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 町長は、第1項に規定する者のうち次に掲げるものについては、前2項の規定</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 老人等 次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下<u>この号</u>において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 町長は、第1項に規定する者のうち次に掲げるものについては、前2項の規定</p>

にかかわらず、町長が指定した町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(9) 略

(10) 配偶者暴力防止等法第10条各項の規定による命令を受けている者から暴力を受けた配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている者（一時保護を受けた者を含む。）

(11) 略

にかかわらず、町長が指定した町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(9) 略

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条各項の規定による命令を受けている者から暴力を受けた同法第1条第2項に規定する被害者又は同法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている者（一時保護を受けた者を含む。）

(11) 略

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。